

社員総会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下、「本法人」という。）定款の定める社員総会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営のための要領を定めることを目的とする。

(総会)

第2条 社員総会とは、本協会が行う通常総会および臨時総会をいう。

(構成メンバー)

第3条 社員総会は、正会員を構成メンバーとする。ただし、賛助会員も出席し意見を述べることができるが、表決権は有しない。

(権能)

第4条 社員総会は、定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

第2章 開催の手順

(開催時期)

第5条 通常総会は、毎年6月末までに開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当するとき開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から社員総会の目的事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第6条 社員総会は、定款第21条により理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項各号による場合には、請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(開催通知)

第7条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した文書をもって、少なくとも開催日の14日前までに正会員に通知しなければならない。

第3章 成立要件

(総会の成立)

第8条 総会は、出席正会員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、正会員総数の過半数により成立する。

(書面による表決および委任)

第9条 総会の構成メンバーである正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。ただし、受任者の名前の記載なき場合および本協会が定める期限までに委任状の提出がない場合は、理事長に委任したものとみなす。

(委任状の様式)

第10条 委任状の様式は、理事会で定める。

(出席の確認)

第11条 事務局は、総会の出席者の確認を行い、書面による表決および委任状の数をもとに成立要件の確認をおこない、理事長に報告しなければならない。

(権利の停止)

第12条 会費納入規程第5条に基づく正会員の会費未納により権利の資格を失う。

2 会費1ヶ月滞納の正会員は、総会出席権及び議決権を行使することができない。

第4章 運 営

(議長の選出)

第13条 総会の議長は、理事長が推薦する。

(議事の進行)

第14条 議長は、本規程に従い議事の進行に務める。また、議長は議事進行を極端に乱す者に対してその言動を制止させ、あるいは総会会場から退席させることができる。

(発言)

第15条 総会での発言は、議長の許可を必要とする。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席正会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事の解任は総会に出席した正会員の議決権3分の2以上決議を要する。

2 以下の議案の場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の賛同を必要とする。

- (1) 定款第19条2項による定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決の発効)

第17条 議決の発効は、総会において承認された日とする。

第5章 議 事 録

(議事録の作成)

第18条 理事長は、事務局に指示して総会の議事録(案)を作成させる。

(議事録に記載すべき事項)

第19条 総会の議事録は定款第26条の定めにより、次の事項を記載しなけ

(17) 社員総会運営規程

ればならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数および出席者数
- (3) 出席した正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要、発言趣旨及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(議事録の署名)

第20条 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が署名および押印しなければならない。

(議事録の保管)

第21条 総会の議事録は永久保存とする。

(議事録の閲覧)

第22条 会員は、総会の議事録を閲覧することができる。

(細 則)

第8条 本規程に定めるもののほか、社員総会運営に関して必要な事項は理事長が定める。

(効 力)

第9条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則、規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

附則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会承認
2	平成30年 4月11日 改定	平成30年 4月11日 理事会承認